

# 参 考 資 料

○ 基本データ	1
○ 厚生年金基金制度の概要	2
○ 確定給付企業年金制度の概要	3
○ 企業年金の資産運用について	4
○ 企業年金の運用実績の推移	5
○ 厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて(平成9年4月2日 年発第254号)	6

# 基本データ

## ○ 厚生年金基金

- ・加入員数 447万人
- ・件数 595基金
- ・資産残高 27兆8538億円

## ○ 確定給付企業年金

- ・加入者数 727万人
- ・件数 10,053件
- ・資産残高 41兆9721億円

## ○ 確定拠出年金

- ・加入者数 企業型371万人  
個人型12万人
- ・件数 3,705件
- ・資産残高 5兆4700億円
- ・事業所数 1.5万

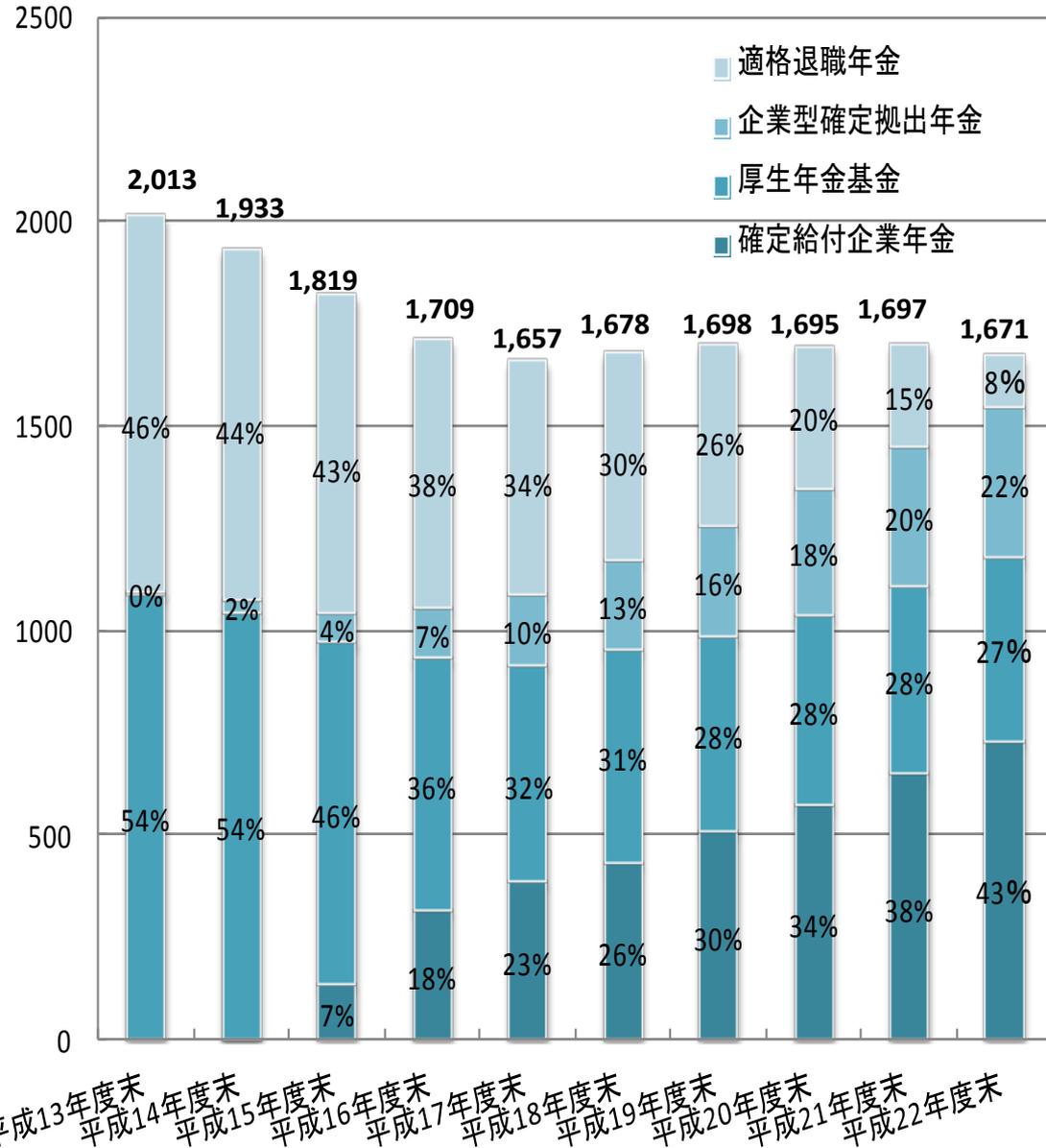
## ○ 適格退職年金

- ・加入者数 126万人
- ・件数 8,051件
- ・資産残高 3兆998億円

※ 数値は平成22年度末時点のもの。

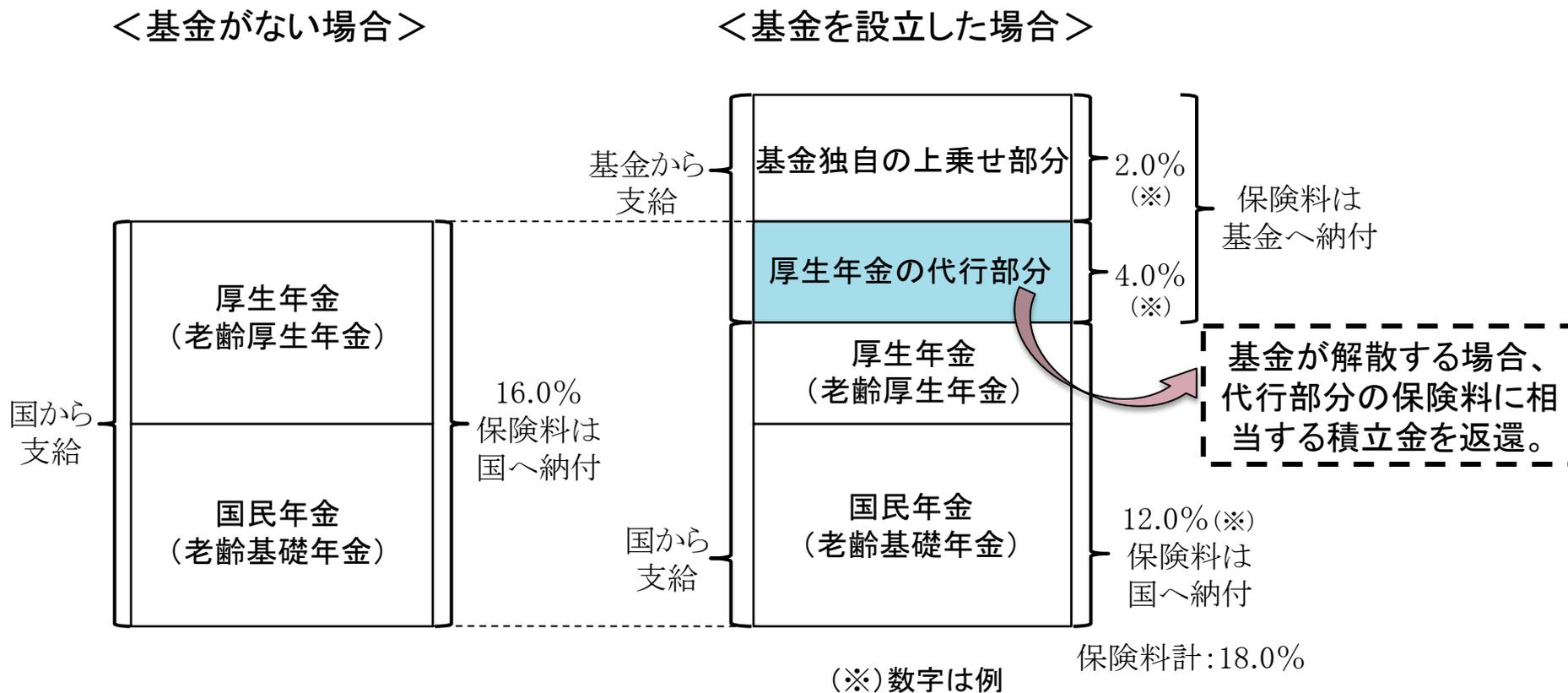
# 企業年金制度加入者数

(万人)



# 厚生年金基金制度の概要

- 公的年金たる厚生年金の一部を国に代わって支給(代行給付)しており、当該支給を行うための費用として事業主から保険料を徴収している。
- 加えて、各基金ごとに上乘せ給付を行っている。
- 基金が解散する場合、代行給付のために納付した保険料に相当する積立金を、一括して企業年金連合会に返還する必要がある。



# 確定給付企業年金制度の概要

- 国の老齢厚生年金の一部の代行を行わない、独自の上乗せ給付のみを支給する制度として平成14年4月に確定給付企業年金法が施行された。
- 労使合意に基づき、制度の内容を規定した規約を作成し、厚生労働大臣の認可等を受けることで制度が実施される。
- 将来の給付を企業が約束(確定拠出年金においては企業は拠出は約束するが、給付は約束しない。)

## <給付>

- 労使合意の年金規約に基づき、老齢給付を行う(年金給付・一時金給付の選択可。)
- 給付や積立などについて必要最低限のルールを定めた上で、労使合意に基づき、より柔軟な制度設計を可能とする。

## <掛金>

- 事業主が規約で定めるところにより、掛金を拠出(規約に定め、本人の同意を得た場合は、本人拠出も可。ただし、税制措置は限定的。)

## <財政>

- 約束した給付が支給できるよう、年金資産の積立基準を設定。

## <その他>

- 受託者責任の明確化： 金融機関等の企業年金の管理・運営に関わる者の責任、行為準則を明確化。
- 情報開示： 事業主等は、年金規約の内容を従業員に周知し、財務状況等を加入者等へ情報開示を行う。

# 企業年金の資産運用について

## 1. これまでの経緯

○ 企業年金の資産運用については、かつては、資産の種類ごとに配分割合の上限を定めた規制(※)があった。

○ しかしながら、1990年代の日米金融協議を契機とする金融自由化の流れの中で、投資顧問の参入、運用規制の緩和等が行われ、平成9年に運用規制は撤廃され、現在では、資産配分(債券、株式等にどの程度投資するかなど)や運用機関の選定は、各企業年金の自己責任となっている。

(※)資産の種類ごとに配分割合の上限を定めた規制。平成9年に撤廃。

(規制の内容)

- ・安全性の高い資産(国債、地方債等) 50%以上
- ・株式 30%以下
- ・外貨建て資産(外国債、外国株式) 30%以下
- ・不動産 20%以下

## 2. 企業年金における資産運用のプロセス

(1)各企業年金は、「運用の基本方針」を策定する。

(運用の基本方針に定める主な事項)

- ・目標とする運用のリターン、リスク
- ・基本的な資産構成割合(債券○割、株式○割、不動産○割等)
- ・運用機関の選定方法、報告内容・方法等

(2)運用受託機関を選定する

(3)運用結果についてのモニタリング

少なくとも四半期ごとに運用受託機関から報告を受け、代議員会に報告。  
必要に応じて、運用受託機関の入替えを行う。

## 3. 企業年金関係者の受託者責任

○ 運用業務を行う理事は、以下の義務からなる受託者責任を負う。

① 善管注意義務

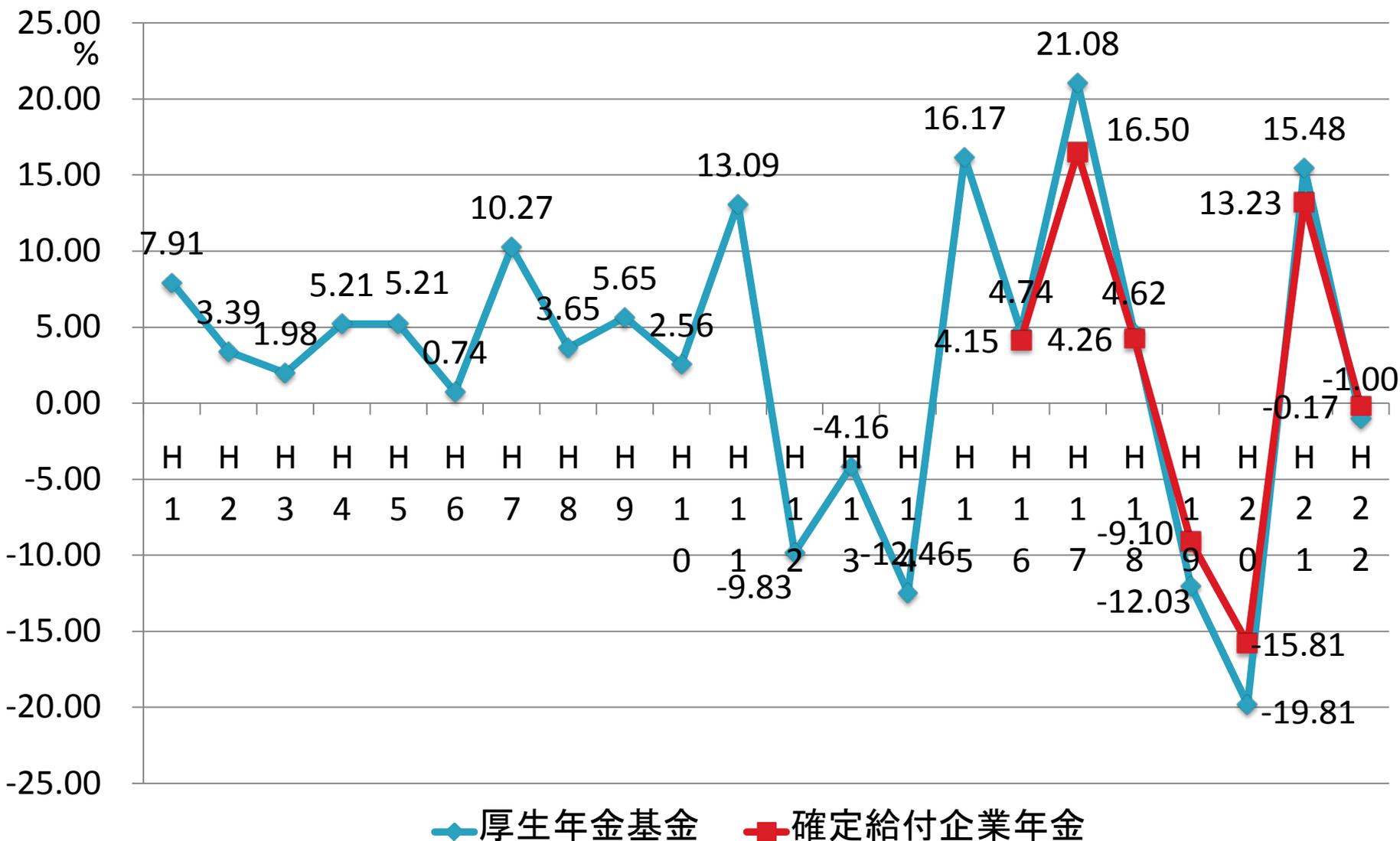
基金に対し、善良なる管理者の注意をもって職務を遂行する義務

② 忠実義務

法令、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のため忠実にその職務を遂行する義務

○ これに違反した場合、基金に対して損害賠償責任を負う。

# 企業年金の運用実績の推移



# 厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン について（平成9年4月2日 年発第2548号）

## ガイドライン策定の趣旨

各基金において、加入員等の受給権保護の観点から、資産の安全かつ効率的な運用が行われるよう、資産運用関係者の責任意識の醸成と運用管理体制の向上を図るため、資産運用関係者の役割及び責任を明確化し、具体化したルールの確立を図るもの。

## ガイドラインの性格

- ① 米国のエリサ法（従業員退職所得保障法）等英米の法制度における考え方や精神をできる限り参考としつつ、厚生年金保険法等における「善管注意義務」や「忠実義務」の概念を、基金が管理運用業務を行う場面を想定し、具体的な行動指針として記述したもの。
- ② 法令そのものではなく、どのような事項に留意すれば、理事等に求められる職務を全うできると考えられるかを示したもの。したがって、ガイドラインを守ってさえいれば、責任を免れるというものではないが、裁判所が判断を下す際の参考となり得るもの。

## 主な内容

### 1 資産運用関係者の役割分担

- ・ 理事は、理事会において管理運用業務の執行に係る意思決定を行う。
- ・ 理事長は、基金を代表して、管理運用業務を執行する。
- ・ 外部の機関と助言に関して契約を締結することができるが、意思決定については、基金自らの判断の下に行う。  
外部の機関に委託した業務及び求めた助言の内容については、外部の機関が責任を負う。  
理事等は、外部の機関の選任及び管理について、責任を負う。

### 2 理事

#### (1) 一般的な義務

- 法令上の義務
  - ・ 「善管注意義務」及び「忠実義務」＝受託者責任

#### (2) 基本的な留意事項

- 分散投資義務（基本ポートフォリオの策定）
- 資産全体のリスクとリターンを考慮して個別資産（株式、債券等）を選択
- 資産の特性等への配慮（基金の目的との整合性、資産の流動性等）
- 資産状況の把握

#### (3) 運用の基本方針

- 基金の個別事情に応じて、基金自らの判断の下、基本方針を策定
  - ・ 基金の成熟度・積立水準、事業主の掛金負担能力・経営状況等
- 内容
  - ・ 運用の目的、運用目標、資産構成に関する事項、運用受託機関の選任・評価、運用業務に関する報告の内容及び方法等
- 自らの判断の下での政策的資産構成割合（基本ポートフォリオ）の策定
  - ・ 将来の資産及び負債の変動予測等を踏まえて策定
- 策定の手続き
  - ・ 理事会等基金内部での意思決定手続きに従って策定
- 中長期的な観点からの策定及び定期的な見直し

#### (4) 運用の委託

- 運用受託機関の選任
  - ・ 選任・評価の基準  
運用実績に関する定量評価だけでなく、投資哲学、運用体制等に関する定性評価を踏まえた総合評価
  - ・ 契約の締結にあたって、運用受託機関の義務を明確にしておくこと
- 運用受託機関の管理
  - ・ 運用の基本方針を踏まえ、運用ガイドラインを提示
  - ・ 運用実態に関する正確かつ必要な情報の報告を求めること
- 執行コスト等への配慮
  - ・ 手数料に加え、マーケット・インパクト・コスト等の総取引コストが最小になるよう評価

#### (5) 自家運用に関する事項

#### (6) 運用コンサルタント等の活用

- ・ 必要に応じ、運用コンサルタント等外部の機関に分析・助言を求めること。

#### (7) 自己研鑽

- ・ 理事長等は、投資理論、資産運用に関する制度、投資対象の資産の内容等の理解及び資産運用環境の把握に努めること。

#### (8) 利益相反

- ・ 法令上の禁止行為等
- ・ 忠実義務違反のおそれがある行為

#### (9) 理事の責任

- ・ 管理運用業務に係る意思決定及び管理運用業務の執行に関する理事の責任及び義務（「善管注意義務」及び「忠実義務」）
- ・ 違反した場合には、基金に対し連帯して損害賠償責任を負う。

### 3 代議員会

- ・ 管理運用業務を適正に執行しているかどうかを確認
- ・ もっぱら加入員等の利益を考慮し、これを犠牲にして加入員等以外の者の利益を図ってはならない。

### 4 監事

- ・ 監査規程を設け、適正かつ厳正に監査を実施

### 5 資産運用委員会

- ・ 理事長を補佐するため、資産運用委員会を設置
- ・ 理事、代議員、事業主の財務又は労務に関する業務を担当する役員等（外部の専門家等もあり得る）の中から理事長が選任。

### 6 その他

#### (1) 会議録等の作成・保存

#### (2) 代議員会への報告

- ・ 正確に、かつ、分かりやすく、積極的に報告

#### (3) 加入員等への周知

- 周知の方法
  - ・ 毎年度1回以上、確実な方法による周知
- 周知する内容
  - ・ 運用結果、資産構成割合など運用の概況
  - ・ 運用基本方針の概要